

京都府歯と口の健康づくり基本計画(骨子案)に対する府民意見募集の結果

1 意見募集期間 平成25年12月18日(水)から平成26年1月9日(木)

2 意見提出数 11名11件

3 意見の要旨とこれに対する府の考え方

| 項目(ページ) | 意見の要旨 | 府の考え方 |
|--|--|--|
| 1 第3章 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施 (5)障がい(児)者や介護を必要とする者 (P12~13) | 通院が困難な障害(児)者や在宅療養者、認知症者等の要介護者は、口腔ケアが不十分になりやすいので訪問歯科医療などをすることが大切。 障害(児)者施設等での歯科検診が必要だと思います。また、障害(児)者にも治療できる人材を育成することが大切。 | 基本計画では、障がい(児)者や要介護者等に対する歯科保健医療、歯科検診や口腔ケアの充実を推進することとしており、引き続き、在宅療養者の口腔ケア等を行うための連携体制の構築や障害(児)者・要介護者の歯科検診、保健指導等を推進します。 また、障害者や要介護高齢者の診療に対応できる人材の育成に取り組みます。 |
| 2 第3章 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施 | 歯と口の健康は全身にとっても大切で、生涯を通じた健康づくりの施策が必要と考える。今まで特に取組が少なかったライフステージ、例えば、4~5歳児、大学生、就職前後の成人などに対する施策も検討していただくよう要望する。 | 4~5歳児に対しては、基本計画の乳幼児期の対策として盛り込んでいます。 大学生等については、基本計画の成人期の対策に含まれていますが、今後、大学等と協働した対策を検討したいと考えています。 |
| 3 第5章 2 進行管理 | 立派な基本計画で、府民として期待する所である。 毎年度計画の進行管理を行うとなっているが、具体的にどの様な事業が実施されたのか、ホームページ等で知らせて頂けるよう要望する。 更に、最終年度の29年度以降に、総括的なものをホームページ等で知らせて頂けるよう要望する。 | 実施事業や計画の進捗状況について、ホームページ等に掲載したいと考えています。 |
| 4 全体 | 現時点での課題が網羅され、各々の項目が今後具体化され、実現していくことに期待感で一杯です。 歯科医療は、人々の「生活を支える医療」です。これら項目が、進展することにより、府民の健康がアップすることは確実です。4年間の実施を経て、目標が達成されることを祈っております。 | 課題の解消に向け、効果的な施策に取り組みます。 |
| 5 第4章 災害時における歯科口腔保健のための体制整備 | 災害時における歯科口腔保健のための体制整備については、大規模災害時には被災地で取り組むことには限界があるので、近隣府県等との連携(協定)も必要ではないか。口腔保健に係わらず行政間の近隣府県間の連携は進んでいるのか? | 災害時における都道府県間の連携のあり方については、関西広域連合等で検討が進められております。 |

| | | | |
|---|---------------|--|---|
| 6 | 第3章 (3)成人期 | <p>「歯と口の健康づくり」というものは、超高齢化社会を迎えている日本において、非常に重要な課題であるはずなのに、非常に軽視されているように思う。</p> <p>社会人になると、定期的に歯科健診を受けている人は非常に少なくなるのが実情ではないだろうか？</p> <p>ましてや事業所で従業員の歯科健診に積極的に取組まれている事例は、ごく僅かな非常にレアなケースと思われる。</p> | <p>御意見のとおり、府民歯科保健実態調査の成人の歯周疾患の罹患状況は経年的にみても改善しておらず、成人期の歯周疾患対策は一番の課題であると考えており、基本計画においても地域・職域における歯科検診の実施の促進や、定期的な歯科検診の受診啓発などに取り組むこととしております。</p> |
| 7 | 第3章 (3)成人期 | <p>以前、知り合いから臨月の妊婦が、歯の痛みを訴え治療を行った時には、数本のむし歯があり、かなり進行していたため、大変だったという話を聞いた。妊産婦への検診・指導体制が充実しているとリスクが少なくなると思うので、是非、推進してほしい。</p> | <p>基本計画にも妊産婦の歯科疾患予防を位置付けており、今後、妊産婦に対する歯科健診や歯科保健指導の実施に向け市町村に働きかけを行います。</p> |
| 8 | 第3章 (4)高齢期 | <p>高齢期の施策が乏しいと思う。 摂食嚥下機能は高齢化や有病者において特に低下する。 入院して病室に歯科が往診する体制がどれだけ整っているのか？</p> <p>私の考える施策としては 第1には歯科訪問診療率をアップさせることです。(行政でも歯科の広報をもっとやるべきです。)</p> <p>第2には病院。施設などに口腔ケア委員会等の設置や現在あるNSTへの参加することです。(歯科のない病院内のカンファレンスに院外の歯科が入ることは殆どない)</p> <p>第3では地域における医科歯科の歯科介護の連携を強化し顔の見える関係を構築することです。(介護関係者や医療関係者が集う会合が殆どない。)</p> <p>第4では退院時カンファレンスや介護のケアカンファレンスへの参加です。カンファレンスの取組がなされていない。(時間や場所の設定が悪く参加できない。)</p> <p>以上の4点を計画に盛り込むことが必要と思われる。</p> | <p>病院の歯科においては、周術期の口腔機能管理が導入されて以来、院内での口腔ケアを実施されるようになってきました。退院時のカンファレンスにかかりつけ歯科医が参加できるのが望ましいですが、時間的にも困難な面があるため、今後、病院歯科とかかりつけ歯科との連携について計画にも位置付け、取組を推進します。</p> <p>歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療の推進については、基本計画においても、医療・保健・福祉の連携の推進を位置付けており、今後、介護保険施設等との連絡協議会を開催し、要介護高齢者の口腔内診査や施設職員等に対する口腔の健康保持・増進及び歯科疾患の予防に係る普及啓発・指導を推進します。</p> |
| 9 | 全体 | <p>成人期の歯科検診率が増えるよう、具体的な対策を検討願いたい。(例えば、京都府職員への歯科健診受診の義務付け等)</p> <p>各々のライフステージにおける施策が円滑に進むよう、部署や関係団体の違いにとらわれない、切れ目のない連携システムを構築してほしい。</p> | <p>基本計画においても、地域・職域における歯科検診実施の促進や定期的な歯科検診の受診啓発を位置付けており、今後、健康診断時に口腔の状態をスクリーニングを実施する等、歯科検診の受診が増え、口腔の健康が保てる取組を推進します。</p> |

| | | | |
|----|---------------|---|--|
| 10 | 第3章 (3)成人期 | 口腔ケアは予防が大事と言われ続けてはいますが、なかなか重い腰が上がりず、結果、歯科医院に行く頃には後の祭り状態。もっと重い腰が軽くなるような啓発活動が行われることに期待する。 | 基本計画において、基本方針として歯科疾患の予防に向けた取組を推進することを位置付けており、歯科疾患の予防に重点をおいた対策や啓発等に取り組みます。 |
| 11 | 第3章 (3)成人期 | 学齢期を過ぎ、成人期となると歯科検診を受ける機会がなくなる。歯科検診の受診啓発と受診しやすい環境づくり(事業所検診や保健所等での歯科検診実施)を積極的に推進してほしい。 | 府民歯科保健実態調査の成人の歯周疾患の罹患状況は経年的にみても改善しておらず、基本計画においても地域・職域における歯科検診の実施の促進や定期的な歯科検診の受診啓発などを位置付けており、歯科検診の受診機会の増加に取り組みます。 |